

平成 30 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ル テ ッ ク
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 横 田 昭 治
 (コード番号：7215、東証第一部)
 問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 北 原 正 裕
 TEL. 044-520-0290

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 30 年 5 月 17 日に有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、2018 年 3 月 13 日、当社における不適切な会計処理に関する特別調査委員会の調査報告書及び過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、主に以下の事実が明らかになり、2013 年 3 月期から 2018 年 3 月期第 2 四半期までの決算短信等において、虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

- ・各工場の複数の従業員が、データを改ざんすることによって、棚卸資産の過大計上を繰り返していたこと。
- ・生産管理部門担当の取締役の了解の下で、経理部、生産管理部及び複数の保管拠点が、棚卸資産の評価損の計上を不当に免れていたこと。

こうした開示が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・在庫の管理体制や実地棚卸の実施体制が不十分であったこと。
- ・経営陣は、生産管理部や各工場の責任者に対して予算達成に向けた強いプレッシャーを与えていたこと。
- ・経営陣によるプレッシャーの下、問題を先送りするという企業風土が醸成され、従業員のコンプライアンス意識が希薄になっていたこと。
- ・内部監査部門の人員体制、実地棚卸に関する監査の手法が脆弱であったこと。

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因するものであり、改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることになりました。

なお、当社は、平成 30 年 3 月 23 日付「不適切な会計処理に関する再発防止策等のお知らせ」にて公表いたしました再発防止策の実行を進めているところではありますが、株式会社東京証券取引所からの措置に対しても、真摯に対応していく所存です。

以 上